

平成22年度研究科横断型教育プログラム（Bタイプ）授業科目

担当部局名	防災研究所			授業の場所	防災研究所特別会議室(E-320D)			
授業科目名	「大震法」を考える			講義担当者 所属・氏名	防災研究所 橋本 学			
対象	修士 博士後期 専門職	コマ数	4コマ	開講 日時	6月15日、22日、29日、7月2日 18時半～20時		授業形態	講義
〔授業の概要・目的〕								
<p>我が国には「大規模地震対策特別措置法」というユニークな法律がある。30年以上前、いわゆる「東海地震説」を受けて成立し、施行されている法律である。この法律は、現時点でも確立していない地震の「直前予知」を受けて緊急対策を講じるという、他の防災対策にはない特徴を備えており、この点について成立前から大きな議論となっている。施行以来の研究の進展や防災対策の変遷を踏まえて、この法律のあり方を議論する。</p> <p>主な内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「大震法」の概要 2) 「大震法」の科学的根拠：「東海地震説」 3) 「大震法」にまつわる組織とその変遷 4) 「大震法」にまつわる議論 <p>【研究科横断型教育の概要・目的】</p> <p>科学技術の発展とその社会への適用は、常に何らかの摩擦を生じる。そのため、社会と科学研究のあり方を問い続ける姿勢を持った研究者を養成することが、大学院教育に求められている。防災研究は、自然災害研究という理学的側面、災害対策技術開発という工学的側面、そして総合的な対策の立案と実践という社会・政策科学的側面を有しており、まさに文・理の壁を越えた学問分野である。「大規模地震対策特別措置法」は、科学研究の成果が行政に迅速かつ直接的に反映された画期的な法律である。しかし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「東海地震説」と地震「直前予知」の可能性 2) 行政の対応 3) 経済・社会への影響 <p>の議論が絶えず、科学研究と社会のあり方を考える上でも、最適のテーマの一つである。</p>								
〔授業計画と内容〕								
<p>第1回：6月15日（火）タイトル「大震法の概要」 内容：大規模地震対策特別措置法の仕組み、地震防災対策強化地域と判定会とは何か？ 大震法に則って、誰が何をするのか？どのような事態が起きるのか？を概説する。</p> <p>第2回：6月22日（火）タイトル「大震法の科学的根拠：東海地震説」 内容：なぜ、このような法律が出来たのか？その科学的根拠について、1970年代からの地震研究をレビューする。</p> <p>第3回：6月29日（火）タイトル「大震法にまつわる組織とその変遷」 内容：国の行政の仕組みは相当複雑である。中でも地震防災に関係する組織は多く、その役割も複雑である。阪神・淡路大震災後に新しい法律・組織が整備されたが、それ以前からの組織も残っている。これらの役割について議論する。</p> <p>第4回：7月2日（金）タイトル「大震法にまつわる議論」 内容：この法律の施行以来、議論・批判は絶えない。それらの一端を紹介し、科学技術、特に地震科学、と社会のあり方について議論する。</p>								
〔履修要件〕								
・各回でテーマが異なるため、コマ単位で受講してもよいこととする。								
〔成績評価の方法・基準〕								
・2単位相当の受講証明書を必要とする場合で、当科目で課題のレポートを作成する場合は、1コマについてのレポートにより評価する。								
〔教科書〕								
なし（適宜プリントを配付）								

〔参考書等〕

通俗的な新書から専門書まで含めて数限りないが、特に下記の5冊を挙げたい。

石橋克彦, 大地動乱の時代—地震学者は警告する—, 岩波新書, 1994.

外岡秀俊, 地震と社会, みすず書房, 1997.

茂木清夫, 地震予知を考える, 岩波新書, 1998.

日本地震学会地震予知検討委員会編, 地震予知の科学, 2007.

防災行政に関するまとめに関心がある方には, 下記がある。

武田文男, 日本の災害危機管理, ぎょうせい, 2006.

〔その他〕